

## 傍聴要領(遵守事項)

沖縄県都市計画審議会

### 1.傍聴する場合の手続き

- (1) 審議会の傍聴を希望する方は、審議会の開催予定時刻までに会場受付で受付票への記入を行い、事務局の指示に従って会場に入室して下さい。
- (2) 審議会の傍聴は、事前に申込があった方が対象となります。(報道関係者を除く)

### 2.審議会の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、審議会を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従って下さい。
- (2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場して頂きます。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

### 3.審議会を傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 審議会開催中は、着席の上、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会議において、飲食または喫煙しないこと。
- (5) 会議において、写真撮影、録画、録音等をおこなう場合には、審議会の会長の許可を得ること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

### 4.新型コロナウイルス感染症拡大防止のご協力について

- (1) 体調に不調がある場合は、傍聴の自粛をお願いします。
- (2) 説明会会場でのマスク着用の考え方について、沖縄県対処方針に基づき基本的に個人の判断となります。なお、当日の感染状況によってはマスク着用の案内をさせていただく場合がありますのでご了承ください。